

# 目録規則における Aggregate : 「著作」の観点を中心に

橋詰 秋子 (慶應義塾大学大学院文学研究科)  
ahasizume@keio.jp

## 1. はじめに

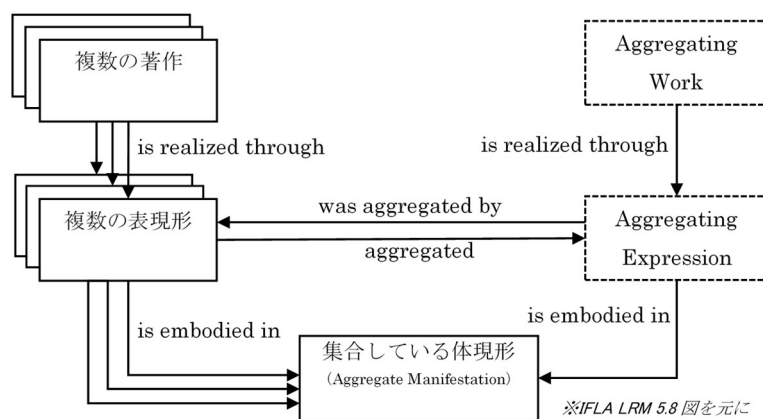
近年進展している目録高度化の取組では、「著作 (Work)」の概念と「著作」に基づくナビゲーション機能の向上が重視されている。1998年刊行の「書誌レコードの機能要件 (FRBR)」は現実に適用可能な形で著作をモデル化し、著作を活用した目録高度化を実現する端緒となった。FRBRは、目録が対象とする知的・芸術的活動の成果を「著作」「表現形」「体現形」「個別資料」という多層的な実体群で表現し、Resource Description and Access (RDA)などの新たな目録規則の開発基盤となった。

他方、デジタル資料の普及に伴って、粒度の異なる著作が様々な体現形で発行されるケースが増え、そうした著作の目録上での扱いが問題となっている。例えば、ある小説集 (全体物) に含まれる個別の小説 (構成物) が、冊子体の単行書として刊行されると同時に電子書籍化され、さらに電子書籍の一部を抜き出したお試し版が公開されることも珍しくない。従来の目録法は、こうした粒度の異なる著作を十分に扱えず、その全体物と構成物を著作として扱って関連づけることが困難であった。

著作の粒度と関係が深い書誌的概念に、「集合体現形 (Aggregate)」がある。これは FRBR 刊行以降に注目が集まったもので、一般に、複数の著作が1つの体現形に具体化した資料を指す。ただし、こうした資料に対するモデルを FRBR は明確に定義しておらず、それゆえ Aggregate は、著作の同定識別の一貫性を阻む障壁の一つとされてきた。Aggregate の定義策定を目指す検討は 2006 年から IFLA の場で進められ、そうした検討の成果が、2017 年に FRBR の後継モデルとして発表された「IFLA 図書館参照モデル (IFLA LRM)」<sup>1)</sup> による Aggregate の定義とモデルに結実した。

## 2. IFLA LRM における Aggregate

IFLA LRM は、Aggregate を“複数の表現形が一つの体現形に具体化したもの”<sup>1)</sup>と定義し、第1図のようにモデル化した。さらに、Aggregate の種類を示す 3 タイプを規定した (第1表)。このモデルの核に、「集合化著作 (Aggregating Work)」の考え方がある。これは、複数の表現形を一つの体現形に集合化する作業、つまり選択・編集作業自体が知的・芸術的活動と考えられるものを、特に Aggregating Work と捉える考え方である。Aggregating Work と単純な著作は区別されるため、LRM では、全体部分関連をもつ著作 (例: 5つの章で構成される小説) と Aggregating Work (例: 編集者により掲載作品が選ばれ編集された文学選集) は異なる種別のもので扱われる。



第1図 IFLALRM における Aggregate のモデル

IFLA LRM が示す Aggregate の定義は、複雑でありまいな書誌的概念を可能な限り明瞭な形でモデル化したものとして評価でき、今後の目録高度化の取組の中で目録作成への適用が求められる。実際の目録に適用するには、その作成ツールである目録規則に IFLA LRM の Aggregate のモデルを反映させる必要があるが、目録規則がこれまで Aggregate に相当する資料をどのように扱っているか、どの程度 IFLA LRM が定めるモデルを反映しているかは定かではない。そこで本研究は、現行の目録規則がどのように IFLA LRM の

第1表 IFLA LRMにおけるAggregateの3タイプ

タイプ名	説明	事例
コレクションAggregate (Aggregate Collection of Expressions)	独立して作成された複数の表現形の集合で、単一の体現形にまとめられて出版されたもの。	論文集、モノグラフシリーズ、雑誌各号
追加Aggregate (Aggregate Resulting from Augmentation)	典型的には単一の独立した著作に1つもしくは複数の従属的な著作が追加されているもの。オリジナルの著作と一体をなさず、かつオリジナルの表現形に実質的な変更をもたらさない補足的なもの（まえがき、注釈、挿絵など）が表現形に追加されたときに出現する。	序文付き小説、挿絵のある小説
パラレルAggregate (Aggregate of Parallel Expressions)	同一著作の複数の並列的な表現形を具体化したもの。ある著作を様々な言語で表した複数の表現形を含む単一の体現形は、このタイプの典型例である。	日本語と英語で併記されたマニュアル

AggregateやAggregating Workを扱っているかを明らかにする。

本研究では、目録高度化の取組で重視されている「著作」を中心に分析を行う。第1図のように、IFLA LRMは、Aggregateの構成物と全体物とを結びつける関連(was aggregated by / aggregated)を表現形の間に設定している。つまり、前述のAggregating Workとその構成著作は著作レベルにおいて直接関連づけられている訳ではなく、表現形レベルの関連を通して間接的に結びつけられている。本分析では、体現形および表現形レベルのAggregateではなく、著作レベルのAggregating Workと構成著作に焦点を当てる。

### 3. 研究の対象と方法

対象とした目録規則は、RDAと「日本目録規則2018年版(NCR2018)」である。NCR2018は、2018年12月刊行の本版を対象とした。RDAは、ウェブのツールキットの形で公開され、毎年改訂されている。本研究では、2017年5月にツールキットからダウンロードした規定類を用いた。なお、RDAは、2019年にAggregateを含むIFLA LRMのモデルを反映させるべく規定改訂を実施しているが、本研究の趣旨は目録規則がこれまでどのようにAggregateを扱っているかを探ることであるため、更新後の規定は対象としなかった。加えて、これら現行規則の特徴を明確にするため、先行規則である「英米目録規則第2版(AACR2)」と「日本目録規則1987年版(NCR1987)」と比較した。NCR1987は2006年刊行の改訂3版、AACR2は2005年刊行の2002年改訂版を対象とした。

リサーチクエスションは、次の2つである。

①RDAとNCR2018は、IFLA LRMが規定するAggregate(特にAggregating Work)をどのように扱い、どの程度反映しているのか。

②NCR2018のAggregate(特にAggregating Work)の扱いは、先行規則であるNCR1987の扱いとどの程度異なっているのか。また、RDAのAggregate(特にAggregating Work)の扱いは、先行規則であるAACR2の扱いとどの程度異なっているのか。

なお、本研究の主眼は著作にあるため、IFLA LRMが示すAggregateの3タイプのうち「コレクションAggregate」と「追加Aggregate」に議論を限定する。著作の問題と直接関係しない「パラレルAggregate」は対象としない。

### 4. 分析の結果

分析に当たって、規則ごとに「著作の同定キー」の作成に関わる規定類およびその全体物と構成物を関連づける規定類を抽出した。近代目録法において、抽象的な実体である「著作」は実際には資料という具現化物の集合として現れると捉えられている。この資料集合を目録上で形成するために必要となるのが、同一著作に属する複数の体現形を同定し集めるキーである。筆者が以前に行った研究<sup>2)</sup>から、対象規則にはいずれも「著作の同定キー」作成に関わる規定が含まれている。第2表に分析の対象とした規定類を示す。

#### (1) RDA

RDAにおいて著作の同定キーを作成する規定は、「著作の典拠形アクセスポイント」である。この要素には、「優先タイトル」と「創作者に対する典拠形アクセスポイント」を結合した結合形と、「優先タイトル」のみの単独形の2種類の構築パ

第2表 分析対象とした各目録規則の規定類

	RDA	NCR2018	AACR2	NCR1987
「著作の同定キー」の作成に関わる規定	著作の典拠形アクセスポイント (6.27.1) 著作の部分の典拠形アクセスポイント(6.27.2)	著作に対する典拠形アクセス・ポイント (22.1.1-5) 著作の部分に対する典拠形アクセス・ポイント (22.1.7)	アクセスポイントの選定 (21章) 統一タイトル (25章)	統一タイトル (25章)
全体物と構成物の関連づけに関する規定類	著作間の関連 (25.1) 関連指示子 (付録J)	著作間の関連 (43.1-4) 関連指示子 (付録C.1) 書誌階層構造 (0.5.6)	統一タイトルの参照 (26.4)	参照 (21.6) 書誌階層構造 (0.8)

ターンが用意され、どちらの構築パターンを選択するかを決める具体的な手法は6つにケース分けされて規定されている。

この6ケースのうち3ケースが、Aggregateに関係している。「単一創作者による著作」ケースと「複数の創作者による著作」ケースは、IFLA LRMでいうと「コレクション Aggregate」に体现される Aggregating Work を扱っているといえる。「既存著作に注釈・解説・図等を追加したもの」ケースは、「追加 Aggregate」に体现される Aggregating Work に該当すると考えられる。このケースは、既存の著作に注解・解説・図等が追加され、かつカタログがそれを compilation (編集物) として同定することが重要と考える場合のみ、既存著作と異なる別の著作として捉えらるると定められている。なお、compilation という用語は、RDAにおいては、IFLA LRMの Aggregate に近似する概念を指すものとして使用されているが、明確な定義はなされていない。以上から、RDAは、著作の同定キーを構築する規定の中に Aggregating Work に関する内容を組み込み、これによって、コレクション Aggregate および追加 Aggregate に体现する Aggregating Work を扱えるようにしているといえる。

加えて、RDAには「著作の部分に対する典拠形アクセスポイント」の規定があり、これが Aggregating Work の構成物を特定する仕組みとして機能している。ただしこの規定は、IFLA LRMでは区別されるべき著作の単なる構成部分と Aggregating Work の構成著作とを分けて扱っておらず、どちらも著作として典拠形アクセスポイントを構築すると定めている。さらに、こうした構成物と Aggregating Work (全体物) は、著作間の書誌的関連によって関係づけられるとされている。ただし、この著作レベルの関連づけは、

Aggregateにかかわる関連を表現形レベルに置いた IFLA LRM のモデルとは異なる。

### (2) RDA と AACR2 の比較

AACR2における著作の同定キー構築の規定は「アクセスポイントの選定」と「統一タイトル」である。前者は、RDAと類似する形でケース分けされ、Aggregating Workに関する内容が組み込まれている。具体的にいえば、「単一の個人・団体が責任を有する著作」ケースと「異なる個人・団体による著作集合」ケースはコレクション Aggregateの Aggregating Workに相当すると捉えられる。また、「挿入入りテキスト」、「注釈付きテキスト」、「伝記的・批評的資料を合わせたテキスト」の3ケースは追加 Aggregateの Aggregating Workを扱っているといえる。

以上から、RDAの Aggregating Workの扱いは AACR2から引き継いだものと推測できる。ただし、AACR2には Aggregateに関する用語法にあまり見られ、この点で RDAと異なる。例えば、AACR2は Aggregating Workに相当する用語に、compilationではなく、collections of worksという一般的な表現を当てている。

### (3) NCR2018

NCR2018はRDAに準拠して策定されたため、原則的には、RDAと同様の形で Aggregating Workとその構成著作を扱うことができる。例えば、NCR2018における著作の同定キー構築規定である「著作に対する典拠形アクセス・ポイント」は、RDAと同様にケース分けされ、ここにRDAと同様のコレクション Aggregateの Aggregating Workを扱う規定が含まれている。また、Aggregating Workの構成物を特定する「著作の部分に対する典拠形アクセス・ポイント」と全体物と構成物とを結びつける「著作間の関連」規定も用意されている。

しかしながら、NCR2018のAggregateの扱いにはRDAと異なる部分も存在している。それは、追加Aggregateに関する部分である。前述のケース分けのうち「既存の著作に注釈、解説、図等を追加した著作」ケースの規定において、NCR2018はAggregating Workと関係のない内容を定めている。NCR2018の同規定は、“その注釈等に責任を有する個人、家族、団体の著作とみなされる場合は”元の著作とは別の注釈者等の著作とみなし、“その著作が既存の著作の一つである場合”は元の著作の表現形違いとみなし、“いずれに該当するか判断できない場合”<sup>(22.1.4)</sup>は注釈者等の著作とみなすとしている。RDAの同規定は、追加AggregateのAggregating Workとして捉えるべきか否かをカタログラーの知的判断に委ねる内容であったが、NCR2018はAggregating Workとして捉えるという選択肢がそもそも用意されていない。

#### (4) NCR2018とNCR1987の比較

NCR1987では、「統一タイトル」が唯一、著作の同定キー構築につながる規定といえる。この規定にAggregating WorkやAggregateに関係する内容は全く含まれていない。ゆえにNCR1987は、NCR2018を含む他の3規則と大きく異なり、コレクションAggregateや追加Aggregateに体现されるAggregating Workを扱う仕組みを持たないといえる。筆者は、以前に行った研究<sup>2)</sup>の中で、NCR1987は、RDAやNCR2018と比べて、著作を扱う機能が弱いことを指摘した。Aggregating Workを扱う仕組みの欠如も、NCR1987の著作に関する機能の脆弱さの一部と捉えられよう。

ちなみに、よく知られているように、NCR1987には、目録データ内の書誌的要素について、全体とそれを構成する部分を全体部分関連で関連づける「書誌階層構造」の規定がある。これは、コレクションAggregateの全体物と構成物を体现形レベルで表現する仕組みとして機能するが、著作レベルでAggregating Workとその構成著作を扱うことと同義ではない。NCR2018も、NCR1987から引き継いだ「書誌階層構造」規定を有しているが、同規定で表現できるものも同様である。

#### 4. まとめ

リサーチクエスションごとに、分析結果をまと

め考察する。RDAとNCR2018は、著作の同定キーを作成する規定の中にAggregating Workに関わる内容が組み込まれている。つまり両規則は、Aggregating Workの扱い方を著作の同定識別基準の一部として定めている。コレクションAggregateに体现されるAggregating Workは、両規則ともに著作として典拠形アクセスポイントを構築できる。しかし追加Aggregateに体现されるAggregating Workに関しては、RDAは、著作として捉えるべきか否かの判別をカタログラーの知的判断に委ねる内容の規定をもつ一方で、NCR2018に同内容の規定はない。Aggregating Workを構成する著作に対しても、RDAとNCR2018はともに典拠形アクセスポイントを構築できる。ただし、Aggregating Workとその構成物を著作レベルで直接関連づけられること、IFLA LRMではAggregating Workと区別される「著作の単なる構成部分」という構成物も著作として扱うことなど、両規則の構成物の扱いにはIFLA LRMと異なる部分がある。

NCR2018の先行規則であるNCR1987のAggregating Workの扱いは、NCR2018と大きく異なっている。NCR1987は、著作の同定キー構築につながる規定の中にAggregateに関わる内容を含んでおらず、Aggregating Workを扱う仕組みを持たない。他方、RDAにおけるAggregating Workの扱いは、それに先行するAACR2での扱いを継承したものと考えられる。AACR2は、用語法にあいまいさが見られるものの、著作の同定キー構築につながる規定にRDAと同様にAggregating Workに関する内容が組み込まれており、RDAとほぼ同様にAggregating Workを扱うことができる。

#### 参考・引用文献

- 1) Riva, Pat; Le Boeuf, Patrick; Žumer, Maja. IFLA Library Reference Model: A Conceptual Model for Bibliographic Information. IFLA, 2017, 101p. [https://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/fibr-lrm/ifla-lrm-august-2017\\_rev201712.pdf](https://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/fibr-lrm/ifla-lrm-august-2017_rev201712.pdf), (accessed 2019-10-14).
- 2) 橋詰秋子. RDA, NCR1987, NCR2018における「著作」：同一性の操作的定義の視点による比較分析. Library and Information Science. 2018, no.80, p.1-2